

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 6 月 29 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 20 号

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市国民健康保険条例（昭和 36 年瀬戸市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (延滞金の割合の特例) 第 5 条 <省略> <u>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に 係る譲渡期限の延長の特例)</u> 第 6 条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保 険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地 方税法附則第 44 条の 2 第 3 項の規定の適用を 受ける場合における第 9 条の規定の適用につい ては、同条中「第 36 条」とあるのは「第 36 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法 律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用 される場合を含む。）」と、「同法第 31 条第 1 項」とあるのは「租税特別措置法第 31 条第 1 項」と、「同法第 32 条第 1 項」とあるのは 「租税特別措置法第 32 条第 1 項」とする。	附 則 (延滞金の割合の特例) 第 5 条 <省略>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の瀬戸市国民健康保険条例の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。